

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
1	募集要項	附帯事業	8	第2	(6)	㊸		「市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。」とありますが、条件付き提案を行った場合には、どのような形で要求水準や実施契約書に反映されるのでしょうか。	要求水準書には提案内容に加えて、応募者が提案した発動条件も合わせて記載します。なお、実施契約書には提案内容や条件を追記する予定はありませんが、条件が整わず附帯事業や任意事業が実施されないことが判明した際には該当する条文を変更した変更契約を締結する想定です。
2	募集要項	債権回収について1	14	第2	(10)	キ		下水道利用料金の回収が不可能もしくは回収コストが見合わない判断した場合、（宇部市債権管理条例第12条を準用し）SPCの裁量で徴収停止することは可能でしょうか。	SPCの裁量で徴収停止を行うことは可能とします。
3	募集要項	債権回収について2	14	第2	(10)	キ		（前述『債権回収について1』にて、SPCが全面的に徴収停止するのは望まない場合につきまして）SPCの裁量で徴収停止ができない場合は、上下水が一体となった徴収業務につき、貴市の上水部門と連携し、共同で徴収事務を弁護士に委託することは可能でしょうか。	徴収停止は可能であるため、本確認内容については回答対象外です。
4	募集要項	改築に関する留意事項	14	第2	(11)	ア		募集要項に関する質問書の回答にて、「改築に関する物価変動の規定」を追加いただきたくお願いします。現状の契約書（案）では、令和7年度に提出する提案改築費用の合計が「事業期間（30年間）の改築費用の上限」になるという建付けであると解釈しています。約款Aの第29条5項では、年度実施協定の締結後の著しい物価上昇に関する規定が設けられていますが、別途、「年度実施協定を締結する時点で令和7年5月時点（提案書類の提出時）からの物価変動を加味する規定」を設けていただきたくお願いします。提案時点の改築費用で30年間の改築費用を賄うのは実質的に不可能です。本事業の参画判断に影響を及ぼす事項であるためご検討のほどよろしくお願いたします。」という質問に対して、「30年間の改築に係る費用を提案された上限額とし、施設の延命化を図る計画を年次的に立案していただくこととなります。」と回答いただいています。事業者は提案に基づき、上限価格の範囲に収まるよう延命化を図る計画を検討し、創意工夫を發揮しながら事業を実施していくべきであるという方針は理解しますが、物価高騰等により改築費自体も近年は上昇傾向にある中で、現在価値での30年間の改築費用の上限が将来にわたって変更されず、改築費に関する潜在的なリスクを保有し続けることになるのはあまりにも現実的ではないと考えられます。貴市との協議により合理的な理由が説明できる場合には見直されること、あるいは中間時点で一度全体的な見直しを図ること、物価変動の反映等に関する規定を盛り込んでいただく等、提案時点において改築費の上限が見直される余地が読み取れるような内容をご検討いただけないでしょうか。	30年間の改築費の上限額は、原則そのままお願いしたいと考えていますが、左記に記載するような物価高騰が生じた場合は、都度協議によって見直ししていく運用とします。事業開始後は、本競争的対話の議事録に基づき、想定外の物価高騰が発生した際は、都度協議を行っていくこととします。
5	募集要項	改築に関する留意事項	14	第2	(11)	ア		募集要項に関する質問No.36に関し、運営権者が事業期間を通じて行える改築業務の上限の考え方について整理させてください。実施契約書（案）約款A第23条第3項（旧第24条第3項）及び同第28条（旧第29条）の規定により、事業期間30年間の改築費総額は応募者がR7年5月に提出した提案審査書類の内容に拘束され、第28条の単年度対象改築業務に係る増加費用の手当がされたとしても、改築費総額の8,478,182,000円が増額されるものでないとの理解で正しいでしょうか。この場合に懸念されることとして、事業期間後半において改築費総額の予算を消化してしまい、残存期間に改築工事を実施できない事態が発生する恐れを懸念しています。この場合も前掲募集要項に関する質問No.36でご回答されているように「施設の延命化を図る計画を年次的に立案」する等の対応をして上記のような事態を招かないようにするものとの理解でよろしいでしょうか（添付資料1をご参照）。	上限額の考え方についてはご理解の通りです。極力上限額の範囲内で施設の延命化を図るなどして実施契約に従った改築を実施することが原則ですが、物価変動等で上限額で収まらない可能性は当然出てくると考えられます。その際は上限額をどのように取り扱うのか、例えば（超過した分の工事等を）市発注とするのか等、市と運営権者が協議することを想定しています。なお、本内容は本議事録で記録を残すことにより、契約の解釈の一部として取扱います。また、工事実施後の予期せぬ事態により改築業務に発生した追加費用等も、上記と同様とします。上記に基づく協議においては、追加費用の原因（やむを得ない事由か否か等）を整理し、協議の中で具体的な措置（要求水準の緩和、業務範囲の見直し、上限額の見直し）について、双方が折り合える措置を探ることとします。
6	募集要項	改築に関する留意事項	14	第2	(11)	ア		Q&Aにおいても上限額の変更は想定しない、としています（約款Aの質問に対する回答No.80）。2%のインフレ率を想定すると、30年間で約1.8倍の差異が生じ、延命化で吸収できるものではなく、大きなリスクとなります。実施方針別紙3リスク分担表 リスクの種類「40 工事費の増大」について市のリスク負担となっているところ、利用料金と同様、物価変動により調整する枠組とできないでしょうか。	上限額を守るよう努めていただきますが、上限額を超えることが定量的に想定された時点で協議により決定することとします。
7	募集要項	改築に関する留意事項	14	第2	(11)	ア		募集要項に関する質問No.36に関連し、改めて確認させていただきます。ここで質問者は、R7年5月に提案審査書類を提出した時点から事業初年度であるR8年度4月に締結する年度実施協定の締結までの間に著しい物価変動があった場合の貴市から運営権者への手当について問題提起していますが、この間の手当では実施契約書（案）約款A第28条第1項（旧条文で第29条第1項）の規定が準用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
8	募集要項	改築の実施	14	第2	(11)	ア		募集要項に関する質問の回答No.39について、質問者の「年度毎の上限額は、当年度の支払額（出来高）の総額が上限額の範囲内であればよいという理解でよろしいでしょうか」の問いに対し、貴市のご回答は「ご理解の通りです」でした。これについて尋ねるものですが、①単年度工事であっても複数年工事であっても貴市が設定されている改築費の年度上限額は貴市のSPCへの支払い（キャッシュアウト）をベースに考えれば良いと理解しました。まずこの理解でよろしいでしょうか。次に、これを是とする場合、②発注は年度実施協定で定めた通り発注したとしても、繰り越し等の措置を採り、工事完成や支払いが翌年度になる場合には、前払等で当該年度に貴市が支払った額を除けば、繰り越した額そのものは当該年度ではカウントされず、翌年度でカウントされるという理解でよろしいでしょうか。繰り越しの手続きが煩発するのは貴市としても望まないものと想定しますが、③年度予算制約の事情を斟酌いただき、上記支払年度の調整について貴市もご協力頂けると理解してよろしいでしょうか。	①について 複数年工事の場合、各年度の出来高払い分が単年度上限額以内であれば問題ありません。 ②について 当該年度の契約額が単年度上限額以内であれば問題ありません。繰り越した場合は翌年度支払いとして処理します。 ③について 繰り越しが発生した場合、繰り越し額と単年度上限額を当該年度の支払い上限とします。繰り越しがないように管理はして頂きたいです。
9	募集要項	包括的民間委託のサービス対価	15	第2	(12)			包括的民間委託のサービス対価に関して「上限額を適切な水準に見直しただけではないでしょうか。」との質問に対して「要求水準の緩和及び業務範囲の変更等について検討します。」と回答いただいています。引き続き当グループ内でも上限範囲に収めるべく検討を重ねているところですが、業務範囲の変更を含め、以下の対応を検討いただくことでサービス対価上限内での対応が可能と考えております。本提案についてご検討いただけないでしょうか。 ① 小串ポンプ場のコンベア改築等のハード対策：初年度もしくは可能な限り速やかに。【補足資料①】 ② 楠浄化センターの運転維持管理の追加：ただし、雨天時に特別な対応を要さないことが前提。	①小串ポンプ場のコンベアについては、逆回転ができるように対策をしたことで直近3年間ではし漏が溢れるような不具合は発生していないと認識しています。市としてはコンベアの改築の費用対効果があれば、改築の実施に関する検討を行いたいと思います。第二回競争的対話において応募者から想定外の費用対効果をお示しいただくことを前提に、継続協議とさせていただきます。なお、本コンベア的设计条件等は、開示DVD7の平成9年度 第63工区の完成図書を確認して下さい。 ②業務範囲の変更については、楠浄化センターに限らず、「ポンプ場等維持管理業務委託」と「岐波ポンプ場等維持管理業務委託」を含めて検討いただきたいと思ひます。市から応募者へ上述の3業務の見積を依頼します。本日提供した開示資料に既存業務の仕様書等を含んでいるのでご確認ください。見積金額を確認した上で継続協議とさせていただきます。本提案が提案価格設定の条件の一部になるので、方向性を早期に協議していきたいと考えています。なお、上述の業務を追加する場合においても、本事業の契約とは切り離し、別途、市とSPCで契約するスキームを想定しています。また事業開始時期も本事業とは異なることを想定しています。
10	募集要項に関する質問の回答(R6.12.16公表分)	付帯事業の条件付き提案について		No.4				「付帯事業については、条件付き提案が可能です。提案された内容の発動条件を明記してください。また、価格については、提案価格とは別に提示してください。」と回答されています。「提案価格とは別に提示」とは、条件付き提案は別添様式1-1(a及びb)_財務三表に「含めない」との理解でよろしいでしょうか。	条件付き提案は別添様式1-1に含めないでください。別添様式4 付帯事業提案書には、条件の有る無しに依らず、全ての付帯事業提案を記載してください。本項は統一見解を各グループに示します。
11	募集要項に関する質問の回答(R6.12.16公表分)	サービス対価		No.49				「要求水準の緩和及び業務範囲の変更等について検討します。」と回答されています。この「要求水準の緩和」には、要求水準書（案）に関する質問の回答No.83で回答されている「エンジン形式の雨水ポンプ施設の運転経験1年以上を有するものに緩和」も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。緩和条件と捉えて頂いて結構です。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
12	募集要項に関する質問の回答(R6.12.16公表分)	サービス対価		No.49				<p>「要求水準の緩和及び業務範囲の変更等について検討します。」と回答されております。これを受け、実施契約書（案）（R6.12.20改定版）の「別紙3 サービス対価の改定」に「イ 雨天時動員日数に応じた改定」が追加されたものと理解しております。</p> <p>ここの「②算定方法」に記載頂いた基準動員日数50日を用いて再試算を行いました。また上限額を超過している状況となっております。そこで、以下の内容についてご回答をお願いいたします。</p> <p>（確認1）「現状の雨水ポンプ施設管理仕様書」では人員配置基準として「施設毎に2名以上」と記載されておりますが、これを「必要に応じ施設毎に2名以上」など幅を持たせた条件に緩和することは可能でしょうか。</p> <p>（確認2）改めて貴市の懸案になっている「包括的民間委託30年上限をオーバーするという課題」に立ち返ると、その解消のためには、雨水対応費分の明示だけでなく、包括的民間委託の総費用に対する妥当性確認が必要かと考えております。そこで、貴市が設けている上限額の費用構造を可能な範囲でお示し頂き、その上でどの項目の費用が貴市の想定と離れているのかを確認していく必要があるのではないかと考えております。上記の上限額の元（根拠）となっている費用構造若しくはそれを類推可能な情報についてご示頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>（確認1）に対するご回答 「現状の雨水ポンプ施設管理仕様書」はあくまで現在の宇部市発注仕様であり、これを以て本事業での配置人員を要求するものではありません。配置人員は事業者判断です。人数要件を廃止していますので、要求水準を再確認願います。</p> <p>（確認2）に対するご回答 包括的民間委託上限額の内訳は競争性の観点から開示不可です。現在実施している包括的民間委託の金入り設計書を開示しますのでその内容から人員や時間、日数、金額等を参考にしてください。本日渡したDVDNo.19に該当資料を格納しています。</p> <p>追加の対話 （宇部市） 本事業の対象施設以外のポンプ場（東部処理区内のポンプ場、阿知須処理区内のポンプ場）ならびに桶浄化センター等を本事業と並行して委託することで一元化できないかという構想を持っています。こうすることにより雨水費が軽減できないか、検討をお願いします。2月上旬に正式な見積依頼を出す予定ですので費用を試算願います。契約建付けについては、本事業側では「附帯して事業を委託する」という一文を追記し、別契約を締結することを想定しています。特に桶浄化センターは現契約が本年9月で期限を迎えるため、本年10月から委託を切り替えられないかと考えていますが、その場合、優先交渉権を獲得した事業者が人員の段取りが可能かを懸念しています。これらについて、並行して協議を進めていきたいと考えています。本検討に必要な情報はDVDNo.19に格納しています。見積期限は約1カ月を想定しています。 （応募者） 承りました。開示頂いた情報も確認しつつ、前向きに検討します。</p>
13	公共施設等運営権実施契約書（案）	約款Bの締結	4	第12条	第3項			<p>前提として、包括的民間委託についても実施契約締結時に30年間の債務負担行為による予算措置がなされる前提ですが、その場合において第3項で5年毎の契約の更新ができない場合や遅延する場合というのは、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか（なお、約款Bは30年分をまとめて契約し、5年毎に更新することは想定していないように読めます）。</p>	<p>5年毎の契約更新が出来ない場合や遅延する場合として、重大な契約違反や不履行、著しい要求水準未達等が考えられます。また包括的民間委託は施設等の改築や廃止または追加等が想定できる状況であり、運転管理、維持管理に関して見直しが必要であるため、5年毎での見直し契約としています。なお、追加等がある場合は双方合意のもと協議したいと考えています。</p>
14	公共施設等運営権実施契約書（案）	約款Bの締結	4	第12条	第4項			<p>第12条第4項（旧第17条第3項）により市がサービス対価その他の条件を合理的に決定する場合、当該決定は、その時点までの協議を踏まえ、民間事業者として合理的な根拠を示した業務費用及び適正な利益をカバーした形で行われることをご確認ください。</p>	<p>その時点までの協議内容を踏まえ、市として合理的と判断したもので改定する想定です。</p>
15	公共施設等運営権実施契約書（案）	導入技術等に関する知的財産権の扱い	9	第24条	第2項 第3項			<p>事業期間30年の間に、技術水準が上がる可能性は十分考えられますが、新技術を本事業で使用した場合に、契約終了後、無償・無期限の利用許諾に応じなければならないとなると、その技術は利用しない（要求水準を満たす限りにおいて低い技術水準のまま維持管理・運営を行う。）こととなる可能性も考えられ、これは市にとっても不利益と考えます。そのため、契約終了後の新技術に係る知的財産権の利用条件については、有償利用を含め、契約終了時に協議により決定する形としていただけませんでしょうか。</p>	<p>本事業で導入した技術については市が所有権を有するため、事業終了後において無償・無期限の利用範囲となります。ただし、クラウドシステム等の情報プラットフォーム等については、原則、蓄積した情報を使用できる形で市へ提供することを前提として考えておりますが、事業終了後も継続使用する場合には協議対象になると認識しています。</p>
16	公共施設等運営権実施契約書（案）	導入技術等に関する知的財産権の扱い	9	第24条	第2項 第3項			<p>導入技術の有償利用に関して「技術導入の提案時点で有償使用する旨を条件として協議願います。」と回答されていますが、提案時点で有償使用することはどのように提示したらよいでしょうか。収支計画等に導入技術一つ一つの金額を明示することを求められるのでしょうか。</p>	<p>有償利用に関する協議をする際は、導入技術ごと費用がわかるように収支計画に記載することを求めます。</p>
17	公共施設等運営権実施契約書（案）	サービス対価の改定	20	別紙3	(1)	ア		<p>実施契約書（案）に関する質問書のNo.49において、包括的に民間委託のサービス対価は5年毎以外の改定は予定してないと回答されていますが、5年間の間に著しい物価変動があった場合であっても、臨時改定がないのは少々運営権者の経営に厳しい条件であると懸念します。包括的民間委託においてはその事業費総額の上限額が厳しいことから、できるかぎり要件の緩和を求めます。この要件の緩和に関しては、募集要項に関する質問の回答No.49にある「要求水準の緩和及び業務範囲の変更等について検討します」のご回答に準じる緩和措置としてご検討頂ければと思います。</p>	<p>宇部市が行っている他の下水道事業の包括的民間委託でも5年毎以外での変更は行っていません。また今回動力費、燃料費、薬品費は宇部市負担としていることから5年毎以外での変更を行わないことについては、原案の通りとします。労務費の変動に対しても5年毎以外での変更は行いません。</p>

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
18	公共施設等運営権実施契約書（案）	物価変動に伴うサービス対価の改定	20	別紙3	(1)	ア	②	包括的民間委託のサービス対価の改定が5年に1度の定期改定だけだと、予期せぬ物価の急激な上昇等があった場合に、事業者が対応できず事業破綻リスクも高まるものと考えられます。実際にそのような事態に陥った場合に、臨時対応による救済を検討してくださる自治体もありますが、臨時救済に関する規定が一切ない場合、庁内決裁や議会の承認を得ることが難しいため、自治体側も手の施しようがなくなるということにもなりかねません。そのため、予期せぬ物価上昇等があった場合に臨時対応の余地を残す規定を設けていただけますようお願い申し上げます。	対象費目を考慮すると、一時的な物価上昇の影響を受けることが想定される費目は市の負担範囲となっていることから、実施契約書等の変更は行いません。ただし、想定外の事象が発生し、サービス対価の改定が必要と判断される場合に、市は事業者からの協議の申し入れに応じることとします。
19	公共施設等運営権実施契約書（案）	雨天時動員日数に応じたサービス対価の改定	21	別紙3	(1)	イ	②	「1) 50（日）×5%=2.5（日）≒3（日）以上の増減に対して雨天時動員費用（人件費）の増減を行うものとする。」と記載されておりますが、こちら計算式と齟齬があるように思われるため、記載の趣旨をご教示ください。また、1日の考え方については、雨天時動員単価が電工単価を基準にしていることを踏まえ、8時間稼働を1日と捉える理解でよろしいでしょうか。	50日±3日を超える増減に対して改定を行うことを想定しています。1日の考え方については、0時～24時までを1日として、当該時間内に1時間でも対応した場合には、1日の稼働として計上します。そのため、夜間に対応が必要になり、24時をまたぐ場合には24時の前後で計上するため、2日間対応したものと認識します。なお、近年の実績としては6時間程度が最長となります。
20	公共施設等運営権実施契約書（案）	雨天時動員日数に応じたサービス対価の改定	21	別紙3	(1)	イ	②	事業者が提案することになっている雨天時動員単価の「補正率」については、どのような形で提案し、いつ決定されるのでしょうか。	提案書の中で明示いただくことを想定しております。
21	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	義務事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等	1	第2章	第3条			「また、市は、募集要項等に記載されたもの以外の改築又は維持管理を行おうとする場合には、予め運営権者に通知する」について、この場合、貴市は自らの判断で一時的に実施することができるかと存じます。これにより運営権者の当初計画や提案内容が満足にできない場合も想定されますので、通知だけではなく、事前の協議の上実施いただくようお願いいたします。	通知だけでなく事前協議のうえ実施します。
22	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	提示資料について	2	第2章	第4条	第1項		公募時に運営権者が予測できない瑕疵について、貴市より「また、水槽内等の密閉区間等の目視確認不可箇所については、同条第3項に規程するとおりです。」と回答されていますが、瑕疵担保期間内に操作機会がなかったゲートやバルブ等において、水密性が確保できない（機能を満たしていない）ことが、初回使用時に明らかになった場合は、修補に係る費用は貴市が負担することを認めていただけますでしょうか（水槽を空にしてみないと判断がつかないため）。	試運転ができない等、確認不可能であるものについては市の負担となります。なお、確認不可箇所については、事業開始前に市と事業者双方で対象箇所の確認、協議を行い、取り扱いを書面で取り交わしておくことを予定しています。
23	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	提示資料について	2	第2章	第4条	第4項		市から運営権者に提供される情報等に瑕疵があっても、市は一切の責任を負わないと規定されている点の修正を要望させていただいたところ、貴市より「原案のとおりとします。なお、市の開示情報に瑕疵があり、そのことにより運営権設定対象施設の不適合が合理的に予測できない場合には、本条第1項に基づき当該不適合は補償の対象となり得ます。」との回答をいただいておりますが、これだと、貴市より提供いただく情報に瑕疵があっても、施設に不適合が存しない限り、そのリスクは事業者が負担しなければならないこととなり不合理と考えております。実施方針でお示しいただいているリスク分担表において、「施設の瑕疵」と「提示資料」は明確に分けられており、「提示資料」については「募集要項等の提示資料の誤り」に関するリスク負担が貴市とされていることから、この原則に従った契約内容としていただきたく存じます。	提示資料に起因する重大なリスクが生じないよう、市と事業者が協力、事前に調整した上で事業を実施する方針であるため原案のとおりとします。ただし、合理的な理由が説明できる範囲で損害が生じるようなことが発生した場合、市は事業者からの協議に応じます。
24	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	その他	6	第4章	第12条			市が実施する予定の西部浄化センターの再構築（建替）に伴う土木構造物及び建築物の改築については、第13条が適用されるという理解でよろしいでしょうか。なお、実施契約書（案）約款Aに関する質問の回答No.23には「事前に事業者と協議を行うこととしており、十分な協議により損害等が発生しないよう双方が意見を申し合ふことを前提としますが、万が一増加費用が発生した場合、（貴市による増加費用の負担又は利用料金設定割合の改訂は）協議により決定します」とご回答されています。	左記確認内容に記載されている「第13条は旧条文（R6.10.25公表版）を示しており、R6.12.20公表の改訂版での第12条のことと理解しました。かかる理解を前提に、左記確認内容はご理解の通りです。
25	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	物価変動による増額変更について	12	第7章	第28条	第5項		実施契約書（案）約款Aの質問に関する回答No.80では「個別の工事については最新単価による積算、インフレスライドの適用など物価上昇に対する金書き見直しは可能」とする一方で、「原則30年間の上限額は変更する予定はありません」とあります。また、同No.82では、物価変動による増額変更分は改築費用上限額の制限を受けず、他の事業年度の上限額も影響を受けないとあります。No.80、82のご回答を踏まえると、「提案時からの物価上昇分については単年度対象改築業務に係る費用として金額変更が認められ、当該増分は改築費用上限額の制限を受けませんが、これを除く当初提案に基づく30年間の上限額部分に変更しない」とのお考えでよろしいでしょうか。	インフレスライド等の物価上昇による個別工事は金額変更を認めます。ただし30年間の上限総額は変更しません。事業後段の上限額の取扱いについてはNo.5回答のとおりです。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
26	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	リスク分担の原則	18	第9章	第44条	第3項		補償の要件に単純な過失が含まれない理由を質問申し上げましたところ、「単純な過失を含めることは、多種多様な業務を行う中で現実的でないと判断しております。」とご回答いただきました。この点、本条項の対象は、「本事業を除く市による下水道事業の実施」であります。下水道事業という限定された範囲において、貴市が本事業を除く下水道事業の実施に関し、運営権者に損害を与えると認識し得たのであれば、当該損害は補償の対象としてください。補償の対象が故意又はこれと同視される重過失に限定されるとすれば、補償の範囲が極めて限定的であり、貴市の下水道事業を行う職員様が、運営権者に損害を与えると認識し得たにもかかわらず行為又は不作為をし、運営権者が損害を被っても泣き寝入りすることになってしまいます。ご再考頂けないでしょうか。	些末なミスを含めるのは現実的ではなく、市の帰責によるものは補償の対象となることを想定しているため原案のとおりとする方針ですが、弁護士の見解、他グループの意見等も踏まえて、軽過失まで含めるかどうかは最終的に判断します。
27	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	不可抗力の発生	19	第9章	第49条	第1項		本条項の「使用者」とは「下水道使用者」とのことですが、下水道使用者の情報は貴市から得ることができると理解してよろしいでしょうか。下水道使用者への報告手段はどのようなものを想定されていますでしょうか。また、本条項の「関係機関」とは具体的にどの機関になりますでしょうか。	下水道使用者の情報は法的に許容される範囲内でお示しします。報告手段は広報紙、回覧、HP、個別訪問等を想定しています。関係機関については消防、水道局、県等になりますが、状況により異なるため都度協議により決定していきます。
28	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	公有財産貸付における瑕疵担保	39	別紙3	第10条			「借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。」とございますが、任意事業の実施内容を含め本事業の事業計画策定及び事業性評価を行い、応募判断をしていますので、貸付対象である公有財産に実施契約締結後に発見した瑕疵によって予定していた任意事業が実施できない等の場合、運営権者はその損失を貴市に請求できるようにお願いいたします。	損失を市に請求することを前提とした提案とならないよう、充分な調査確認を行ったうえで提案してください。任意事業は民間事業者側の責任で実施してもらいたいと考えています。 追加の対話 (応募者) 契約後の調査で新たな事象が発覚した場合には協議に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 (宇部市) ご理解の通りです。
29	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	利用料金割合の定期改定（需要及び物価変動）	55	別紙8				算定式における「提案物価変動費」の定義を問う質問に対して、「令和6年度の平均値を想定しております。」と回答いただいておりますが、提案物価変動費は「提案における物価変動費構成費目（人件費、薬品費、動力費、修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、その他営業経費）の合計額」ではないでしょうか。	ご理解のとおり物価変動費構成費目の合計額です。
30	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	臨時補正	56	別紙9	(1)			別紙9の指標の変更については、「市と運営権者が互いに合意できる場合には、指標を変更できるものとします。」とされている一方で、別紙10については「原案のとおりとします。」との回答となっております。この違いは、別紙10の指標は別紙9の指標を引用しているため、別紙9で指標が変更されれば連動して別紙10も変更となる前提で「原案のとおり」と回答されているのでしょうか。もし上記の理解と異なり、別紙9の指標が変更となっても別紙10の指標は原案のとおりとされるのであれば、その理由をご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	公共施設等運営権実施契約書（案）約款A	臨時補正	56	別紙9	(1)			物価変動による臨時補正の対象費目について、「定期改定同様に、人件費・修繕費・保守点検費・その他営業経費も対象にさせていただきたくお願いします。」に対して、「臨時的な補正であり、原案のとおりとします。」と回答いただいています。本件について受入れ困難な理由を明確にご教示いただけませんでしょうか。	臨時補正については一時的な物価上昇を想定しており、今回提示いただいた費目については一時的な物価上昇が生じる費目とは考えておりません。ただし、想定外の物価変動が生じ、臨時的な改定が必要と判断されるような事象が生じた場合には、市は物価変動に係る事業者からの協議の申し入れに応じます。
32	公共施設等運営権実施契約書（案）約款B	危険負担について	3	第11条	第1項			約款Bにおける質問書の回答にて「本項ただし書に定める「市の責に帰すべき事由によるもの」には、要求水準通りに委託業務を実施したにもかかわらず生じた損害が含まれますでしょうか。ご確認お願い致します。」という質問に対して、「個別の損害の内容・原因を踏まえて判断する必要があります。なお、要求水準書どおりに実施した場合に避けられない損害については市の責に帰すべき事由に該当します。」と回答されてます。ここでいう「要求水準書どおり」では、曖昧な部分が多いため、以下について確認させていただきます。 事業開始前に市と協議の上作成するマニュアル類（運転管理マニュアルのほか、保守点検、水質管理、環境整備、保安管理、災害及び緊急時対応（危機管理マニュアル）、その他の各業務のマニュアル）通りに実施した場合は、要求水準どおりの業務を遂行していると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
33	基本協定書（案）	知的財産権の利用	3	第5条	第2項	(5)		基本協定書（案）に関する質問書No.5の回答において、「本議決権株主の自らの資産として運用する場合には、本号の対象外となると考えています。」とありますが、次の各ケースにおいても当該回答が適用されると考えてよろしいでしょうか。 【ケース1】本議決権株主が保有するデータプラットフォームを利用する場合は正に本ご回答が想定するケースであると考えます。 【ケース2】第三者のサービス事業者が保有しているアプリケーション（例えば、汎用会計ソフトや人事管理ソフト等）を利用する場合は、本ご回答が想定する直接のケースではありませんが、実施契約書（案）第24条第3項但書の規定が適用され、運営権者の最大限の努力により無償かつ無期限の使用許諾の対象外となるとの理解しております。	ケース1は基本協定書に関する質問の回答No.5が適用対象になります。またケース2についてもご理解のとおりです。なおデータプラットフォームに関しては次の事業者等が引き継げるようにデータ出力ができるような運用としてください。
34	要求水準書（案）	処理能力の意味合いについて	4	第2		(3)	①	事業期間中の西部浄化センターの処理能力について、晴天時：合流であれば8,140m ³ /日ととらえればよろしいでしょうか。また括弧書きの数値は事業計画値（晴天時：合流であれば8,600m ³ /日）とありますが、こちらは考慮しなくてもよろしいでしょうか。考慮が必要な場合、それぞれの数値をいつ、どのような条件で見直せばよいかご教示ください。	前段はご理解の通りです。 処理能力は合流であれば晴天時8,140m ³ /日です。 ただし、実際には日々の変動等があるため、事業計画値の8,600m ³ /日※までは流入し得る範囲であるとして運転管理してください。
35	要求水準書（案）	情報公開	10	第3	6		ア	会計監査法人による監査報告書（会計監査人による監査報告書の誤記と思われる）の監査対象となるのは、計算書類及び計算書類に係る附属明細（実施契約書約款A第21条(1)(4)の書類）だけであり、その他の書類（義務事業、附帯事業及び任意事業に関する損益計算書及び各事業のセグメント情報等）は監査対象外であることを確認させていただきます。	「会計監査人による監査報告書」は、法人単位のものだけで問題ありません。 (応募者からの補足) 法人単位の監査報告書は法律で求められていますが、各事業（セグメント別）毎の監査報告書は法律で求められているものではありません。従って市に提出する場合に各事業の損益計算書にも監査証明書を付して提出する必要があるかが確認点です。 (宇部市) 基本的には法律に則って対応頂ければ問題ありません。
36	要求水準書（案）	環境対策	11	第3	10		ウ	開示資料No.11 要求水準書（案）質問No.1の回答として、脱水汚泥の乾燥後の成分分析結果が提示されています。西部浄化センターの脱水汚泥は他の処理場に比べ、As（ヒ素）の含有率が高くなっており、その発生源をご教示頂けますでしょうか。また、発生源がある程度特定されている場合、その発生源からの流入を抑制することは可能でしょうか。 重金属については、汚泥をたい肥として利用された際に、生物濃縮により人体等へ悪影響がある可能性があることから、基準値を下回っていたとしても、引取り業者や利用者に支持を得られない可能性を懸念しております。	As（ヒ素）含有の原因は地下水に含まれる石炭成分が原因と考えているが特定できていません。また抑制は困難と考えています。
37	要求水準書（案）	流入水量の条件	14	第4	2	(1)	ア	表4 表4にある数値が晴天日、雨天日で処理すべき水量の条件と捉えてもよろしいでしょうか。また晴天日、雨天日のそれぞれの定義をご教示ください。	表4は晴天日、雨天日の処理能力と事業計画値を示しています。実流入水量はこれを上回ることがあります。また雨天日の定義は降雨の影響のある期間としており、宇部市では降雨後3日後までを影響期間としています。
38	要求水準書（案）	流入水質の考え方	14	第4	2	(1)	イ	表5 表5にある実績の水質は、実際に発生しうる数値の範囲で、施設・設備計画上に考慮する必要ではなく、実績の数値をもとに計画・設計する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし事業運営する上で、運転実績値は重要であること意識してください。なお、計画は将来にかけて変更する可能性があります。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答	
39	要求水準書（案）	放流水質に関する基準について	14	第4	2	(2)		表6 9/5公表の「西部処理区運営事業 要求水準書（案）に関する質問書」No.107,108,110,111では、表6放流水質に関する基準の表にある「要求水準」値に関する内容とご回答が記載されています。これらは令和6年10月25日版の「要求水準」値に関する内容と認識しておりますが、先日公表されました要求水準書（案）令和6年12月20日版の同表では「要求水準」値に加え、「目標水質」値が追加されております。 要求水準書(案)(令和6年12月20日改訂版)新旧対照表の内容より、前出の質問書No.107,108,110,111にある内容とご回答での記載事項は、令和6年12月20日改訂版の「目標水質」値に係る事項と理解でよろしいでしょうか。 その場合、令和6年12月20日改訂版の「要求水準」値はどのような意味合いで設定されたものか、ご教示いただけないでしょうか。	令和6年10月25日版で示していた要求水準値は処理実績に基づいて現在市が遵守している数値としていました。しかし標準活性汚泥法では達成できない数値を設定していたため、令和6年12月20日改訂版ではこれを運用上の目標数値として定め、標準活性汚泥法で達成できる事業計画書記載の数値のみを要求水準値としました。 追加の対話① (応募者) 東部浄化センターでは季節別運転を実施していますが、全リンの目標値はどのように設定していますでしょうか。 (宇部市) 東部浄化センターの季節別運転は10月から3月の間で海苔の養殖を目的として全窒素を対象に実施しています。目標値は12mg/lで毎年春に漁業協同組合と協議の上設定しています。全リンは設定していません。 追加の対話② (応募者) 要求水準値としては全リンは対象外と理解しました。本処理場では要求水準値以外で遵守必要な基準や規制（例えば総量規制）等がないという理解で宜しいでしょうか。 (宇部市) 水濁法、瀬戸法や下水道法がありますが、守るべき水準は要求水準値としてください。本日は水質担当（化学担当）が在籍していないため、詳細の確認があれば第2回競争的対話での実施とさせていただきます。 現在の包括的民間委託の維持管理者はこの「目標水質」で運転管理しているため、基本原則としてはこの「目標水質」を達成するように運転してもらいたいです。標準活性汚泥法で規定するにはペナルティの条項とはならないため、別途「要求水準値」を設定しています。従って、サービス水準を落とすことがないよう、目標水質を達成するように運転管理してください。	
40	要求水準書（案）	放流水質の考え方	14	第4	2	(2)		表6 表6の各水質は、晴天日の基準で雨天時の順守は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	表6の要求水準値は晴天日、雨天日限らず必達目標として認識してください。	
41	要求水準書（案）	放流水質に関する基準について	14	第4	2	(2)		表6 12/16公表の「西部処理区運営事業 要求水準書（案）に関する質問書」No.22、23によりますとT-Pは目標水質と扱うとあり、要求水準書（案）改訂版では変更されていました。事業者は表6放流水質に関する基準のうち、要求水準値のみを順守すれば良いとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準値は最低限順守する数値であり、市民サービスとして現状の流入水質が変わらない限りにおいて、目標水質を達成するように管理してください。なお、目標水質値が未達でもペナルティとはなりません。	
42	要求水準書（案）	放流水質基準について	18	第4	4	(2)	②		ここで挙げられている放流水質基準とは、要求水準書（案）p14表6放流水質に関する基準のどの項目に該当しますか。また順守する水質の箇所は、放流水(p44の採水箇所②)との認識でよろしいでしょうか。	放流水質基準は、表6の要求水準値を指しています。採水箇所は河川放流箇所（構造的に採取可能な箇所）です。
43	要求水準書（案）	土木構造物・建築物における事業者の業務範囲について	23	第5	1	(2)		表9 注釈 6、7 改築における土木構造物、建築物における事業者の業務範囲の詳細を確認させていただきます。「躯体以外の付帯設備（防食、防水、仕上げ等）については、事業者の対象工種となる。」と記載されていますが、「等」に含まれるもの、あるいは当該部分が事業者範囲となる判断基準についてご教示ください。 また、改築と修繕の支弁基準について、貴市の基準がありましたらご教示ください。	「等」に含まれるものについては、それぞれ防食、防水、仕上げに付随する設備のみを想定しており、例えば照明の新設工事等、単独で実施できるものは含みません。なお、機械・電気設備の改築修繕において一体的に実施することが安価で効率的なものは事業対象として見込んでください。 市の支弁基準では、金額や資産割合等の定量的な基準は設けていません。なお、これまでは土木構造物・建築物の修繕事例はなく、改築で実施しております。	
44	要求水準書（案）	対象施設の現有処理能力（令和6年時点）	24	第5	3	(1)		表10 宇部市公共下水道事業計画において第3ポンプ施設全体計画、事業計画の時間最大は、9.22m ³ /分（全体）、9.5m ³ /分（事業）となっており、また更新計画は12m ³ /分×2台+5.7m ³ /分×1台の3台が対象となっております。 本来ポンプ最大能力は予備を含め時間最大の2倍となります。3台更新時の能力は29.7m ³ /分であり時間最大の3.1～3.2倍となり会計検査上不適と思いますが3台更新する計画でしょうか。改築費縮減のため計画汚水量に見合ったポンプ能力構成でよろしいでしょうか。	第3ポンプ施設の汚水ポンプ更新計画は、全体計画、事業計画の数値を正として作成してください。現在は設置年、経過年数を考慮した更新計画としています。時期は任意ですが全台数分の能力を反映した更新を検討してください。また事業実施の際には流入水量実績を考慮して検討してください。 追加の対話 (応募者) 全体計画、事業計画では更新台数2台であり、更新計画（「西部T改築事業費 見直し版」）では3台となっています。事業計画を正とした場合、更新台数は2台になるという理解でよろしいでしょうか。 (宇部市) 基本は更新計画にしてもらいたいです。流入水量に応じて単独事業として実施する可能性もあります。	

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号					確認内容	回答
45	要求水準書（案）	改築実施基準	24	第5	3	(1)			要求水準書（案）に関する質問の回答（R6.9.5公表）のNo.169において、旧第1ポンプ施設の汚水ポンプは管理棟雑排水ポンプとして継続利用するため改築対象であると回答されております。雑排水ポンプが排水する対象水の流入元と想定水量をご教示ください。	対象水は、「管理棟雑排水、作業場トイレ排水、消化タンク分離液」です。
46	要求水準書（案）	改築対象設備の性能、品質、規格等	24	第5	3	(2)			「本事業開始日である令和8年4月1日においては、既存設備全体の安全性を確保する措置は貴市によって講じられていると理解してよろしいでしょうか。」という質問に対し、「措置の必要性を協議のうえ市が実施します。」と回答いただいています。 ここでいう「必要性を協議」とはいつ実施される想定でしょうか。可能な限り競争的対話の中で必要性をご判断いただきたくお願いします。 例えば、西部浄化センターでは【補足資料⑨】に示すような不安全箇所が確認されており、当該箇所の安全対策を提案金額に見込むか否かで、対応が大きく変わってくるものと考えます。内容よっての判断となることは重々承知しておりますが、少なくとも提案時点で把握しているものは提案段階にご判断いただきたくお願いします。	必要性の協議については、基本協定締結後から事業開始前までの期間に行う想定です。補足資料⑨で示す「第3ポンプ B2F 覆蓋」については、事業開始前に市で安全対策を行う予定です。「第2ポンプ沈砂池」と「No.1 ガスタンク階段」については、現時点で安全対策を行うことは想定はしていません。なお、「No.1 ガスタンク階段」については、階段を昇降をしない前提で維持管理計画を立案してよいものとします。
47	要求水準書（案）	耐震性能の確保	24	第5	3	(2)	イ		「耐震性能の確保」との記載がありますが、現状の施設について、開示資料No.11にて、管理棟のみ補強との記載があり、開示資料No.17にて水処理施設については、耐震計算の資料を開示して頂いておりますが、その他脱水機棟などの耐震化の状況をご教示頂けるでしょうか。 要求水準書P28 第5 1（2）業務範囲にある通り、土木・建築の耐震化については、SPCの業務対象外と示されていますが、設備更新にあたり、既設の土木・建築の耐震性能が確保されていない場合、その耐震化の費用は貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。	耐震化の状況は順次開示しています。開示資料No.19に追加分を収録しています。なお耐震化の状況の情報は、今回の開示資料No.19が最終です。 設備更新にあたり耐震補強等を含む土木建築躯体の改築方針について運営権者で検討し、最も安価で効率的な案を提示してください。なお耐震化を含む土木建築躯体の施工は市が市内業者に発注して進めます。
48	要求水準書（案）	既存躯体の耐震性能について	25	第5	3	(2)	ウ	②	9/5開示資料No.11「施設耐震化状況（西部処理区）」に基づきますと、現状で耐震性能を有している施設（例：水処理（3系）分流）と、有していない施設（例：水処理（1系）合流）がございます。 後者施設（現状で耐震性能を有していない施設）に関しては、質問書No.197の内容にもありますとおり、設備更新に際して交付金の交付対象とならないと考えられます。 しかしながら本件に関しては、質問書No.189のご回答のとおり、事業者が事業開始後に耐震化の提案を市へ行う必要があるとの理解で良いでしょうか。 さらに提案をした場合でも、市の判断により耐震化が実施されない可能性があるとの理解で良いでしょうか。なお耐震化の事業は、市が別途実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	池躯体の改築更新は交付金対象事業であるため耐震補強あるいは新規躯体構築を検討し、最も有利な案を採用します。なお、耐震化の施工は市が市内業者に発注して進めます。 追加の対話 (応募者) 運営権者から改築更新を行う上で耐震補強が必要と提案した箇所に対し市の判断で実施しない判断になった場合、運営権者側の改築計画に影響が生じることが懸念されます。このような事由については、判った時点で協議しながら計画見直しをしていくという理解でよろしいでしょうか。 (宇部市) ご理解の通りです。
49	要求水準書（案）	既存躯体の耐震性能について	25	第5	3	(2)	ウ	②	9/5開示資料No.11「施設耐震化状況（西部処理区）」に基づきますと、現状で耐震性能を有している施設（例：水処理（3系）分流）と、有していない施設（例：水処理（1系）合流）がございます。 前者施設（現状で耐震性能を有している施設）に関しては、既存構造躯体の条件確認のために構造計算書を提供をお願いします。 (9/5公表の「西部処理区運営事業 要求水準書（案）に関する質問書」No192ご回答に従い今後開示予定との認識です)	構造計算書を順次開示しています。開示資料No.19にも収録しているため確認してください。
50	要求水準書（案）	流入水量	45	別紙3					下水道施設については、全体計画及び事業計画上の流入水量に基づいて施設整備を実施すべきと考えますが、別紙3の表13に提示されている流入水量予測値は、計画値を上回っています。今回の改築計画は、あくまでも事業計画上の流入水量予測値に基づいた整備とするものとし、それを超える水量については、水処理が難しい場合は一部バイパスして放流する（簡易放流）などの対応とすることは可能でしょうか。	計画流入量を上回ることは想定され、現状は水処理施設へ全量投入しています。緊急時のバイパス放流などの対応を考慮すべきと考えます。ただし現施設にはバイパス放流のルートは確認していません。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
51	モニタリング基本計画書（案）	モニタリングの会議体について	8	第2	2	(2)	表2.6	当グループでは、実効性が高く高品質なモニタリング体制を構築し、運用してまいります。 事業開始2年目以降を目途として、事業運営が安定したことを確認したのちに、双方が一堂に会する会議体（以下の表2.6「月例報告会」）によるモニタリング結果報告に代わり、業務のモニタリングに係る書類の提出等をもってモニタリング結果の「月例報告」とすることは可能でしょうか。 DXシステムによるモニタリングと合わせて、貴市とSPC双方の負担軽減が図れるものと思料します。	現時点では判断できません。事業開始後に判断することとします。
52	優先交渉権者選定基準	その他提案	10	別紙				「その他提案」の①にある、改築等の各年度の上限額にとらわれない形での改築更新計画の提案について、優先交渉権者選定基準に関する質問書No.17の回答では、実施契約前に市が採用すると決めたもののみ義務となるとされていますが、かかる採用はあくまでも市と事業者の合意によって行われることをご確認ください（事業開始後採用する場合も同様です）。提案内容の一部だけ採用されることは事業者として想定していないケースもあるためです。	その他提案は、その範囲も含めて市と運営権者で合意を得たもののみ採用します。
53	様式集及び記載要領	附帯事業及びその他提案	48	その他	様式16-15			様式16-15に示される「上限」の考え方について、改めてご教示ください。 その他提案においては、年度の上限額の縛りがなく、「再構築」に該当する事業費の30年の総額が土建機電合わせて12,852百万円、これに「改築」を含めた上限が16,974百万円という理解ですが、このとき、機電と土建それぞれの事業費の割合が、開示資料で示された改築計画と異なる割合となっても上限の範囲であれば認められるという理解でよいでしょうか。また、再構築の上限額12,852百万円の上限については、16,974百万円を総額を超える場合のみ適用されるのでしょうか。	機電と土建の事業費のバランスが変わることについては、上限金額の範囲内であれば認められます。 なお、その他提案における上限金額16,974百万円のうち、再構築に係る事業費に上限額12,852百万円（基礎額ベース）を設定するかどうかについては、市で再度検討の上、決定事項は後日回答とさせていただきます。
54	別添様式	事業開始前の収入の記載方法について		別添様式1-1a 1-1b				別添様式に関する質問No8において、「当該財務三表には事業開始前年のR7年度分が列にありません。一方で、事業開始前となるR7年度も、SPCの設立費用や開業準備費用等の支出、株主からの出資等の収入が発生します。それらR7年度に発生する取引は本様式上は記載対象外との理解でよろしいでしょうか。それともR7年度の列を追加することは可能でしょうか。 様式上、R8年度における期首現金及び現金同等物の残高には既にゼロが入力されていますが、こちらの値をR7年度中の取引を考慮した値へと修正することは問題ないでしょうか。」と質問に対して、「創立費の支払い欄に記載して下さい。」とご回答頂きましたが、出資や資金調達等の収入の記入方法をご教示下さい。また、R7年度の列を追加することは認められないという理解で良いでしょうか。	添付資料追6に記載の「パターン①」（令和7年度の列を別添様式に追加し、収支を記載する方法）が良いと考えます。様式を修正し開示します。
55	—	沈砂の処理について						西部処理区から発生する沈砂の処理(砂ろ過水による洗浄及び消毒)を東部処理区(芝中ポンプ場)で実施することで東部処理区と西部処理区全体での効率化が実現できないか検討したいと考えています。東部処理区での沈砂受入条件をご教示いただけませんか（西部側で水切必要等）。	第2ポンプ棟の廃止に伴い、西部浄化センター内に洗砂設備の再構築を予定しています。東部浄化センターに一元化することについて、現状は西部でも処理しながら相互に補充しあえる運用を考えています。今後の受け入れ状況により検討したいと考えます。
56	—	収支計画						本事業の提案においては、通常のケースに加え、真縮川ポンプ場の廃止有無、その他提案、附帯事業実施ケース、任意事業等、異なる複数のケースを設定して収支計画を作成する必要があるものと理解しています。 複数の附帯事業を実施する場合の収支計画の作成パターンとしては、【補足資料⑧】に示す最大パターン41通りが最大と想定します。このうち、提案書として提出する必要があるものは【補足資料⑧】に示す4通りという理解でよろしいでしょうか。	基本的な考え方はご理解のとおりですが、条件付き提案については収支計画への反映は求めません。 作成条件が明確になるよう公募資料の修正を検討します。
57	—	附帯事業の改築事業費予算について						附帯事業で実施する設備導入の改築費（建設改良費）について、可能であれば現在貴市がご想定30年間の予算総額をお示し頂けますでしょうか。応募者からライフサイクルコストを削減できる等の良好な提案が出されても、予算に入らないために採用できないケースも想定し、一定の現実性のある予算範囲内で附帯事業の計画を立てたいと考えております。	附帯事業について正確な予算はありません。あくまでイメージですが、市全体（4処理区全体）の建設改良費として単年度で30～40億円と考えています。附帯事業に割けるとしたらそのうちの1割程度と想定しますが約束できるものではありません。また毎年許容できるものではないですし、例えば、単年度で10億円超を積むことも現実的ではありません。事業者はなるべく予算を平準化した提案をしてください。

「宇部市公共下水道西部処理区運営事業」の競争的対話（1回目）に関する議題への回答

No.	資料名	議題	頁	見出し符号				確認内容	回答
58	開示資料No.1	下水道事業計画						表3.18西部浄化センター（系列別処理能力：晴天日）では、今回全体計画の分流池数が計5池となっております。同じく開示資料No.1に収録されております事業計画容量計算を確認しますと、全体計画の池数が分流では10池（2系：2池、3系8池）となっております。前出の表3.18にある池数は別で設定された数値との理解でよろしいでしょうか。また設定に用いた容量計算書を提供いただけませんか。	全体計画は5池が正しい数（2系が2池、3系が3池）です。容量計算書は別途開示します（開示資料No.19には含まれていないため、今後開示します）。
59	開示資料No.1	水量について						R1～4年度月報の流入水量を確認すると、合流/分流共に事業計画値を大きく超過する流入実績があります。【補足資料③】合流系統は玉川ポンプ場供用開始により、玉川ポンプ場にて3Q遮集を行うため、今後は西部浄化センターへの流入は事業計画値（雨天時：27,000m3/日）を大きく超過することはないとの理解でよろしいでしょうか。また、分流系統は実績最大値としては34,700m3/日（事業計画値の145%）を受け入れておりますが、施設設計上はあくまで事業計画値の流入量を元に検討を行う理解でよろしいでしょうか。事業計画値を超える不明水分までの考慮が必要な場合には、その数値をお示しいただけませんか。	事業実施段階においては、当該時点で必要な処理能力で再度検討が必要になりますが、提案時点においてはご理解のとおりです。
60	開示書類No.12	西部浄化センター改築事業費						提案審査書類の様式16-10（改築・修繕）の改築費の年度上限について確認させていただきます。貴市と運営権者が契約する際に定める年度毎の改築額は、必ずしも様式16-10で指定される年度上限額に収まった各年度の改築額になるというのではなく、様式16-15（その他提案）で示された応募者からの各年度の改築額も含め貴市と優先交渉権者で対等な立場による交渉により決めるという理解でよろしいでしょうか。すなわち、様式16-10で求める年度上限額に収めるという条件はあくまで応募条件であり、実際には種々の事情を考慮して現実的な30年間の改築予算を双方合意の上で決めるという理解でよろしいでしょうか。	基本的に改築額については様式16-10の通り年度上限があります。様式16-15その他提案で示された内容の中から採用すべきと判断された内容があれば、部分的に採用する予定です。原則として年度毎の改築上限額に収まるように検討頂きたいと考えていますが、今後の物価変動で当初予定の設備更新費用が高騰した場合には、極力更新時期を調整する等、運営業務の中で創意工夫をし予算内で実施できるように考えてください。
61	開示書類No.12	西部浄化センター改築事業費						改築事業費のリスト中の改築（再構築）の中の建築区分で積んでいる管理棟の建替え費用の算出条件と金額根拠について確認させていただきます。貴市が示された費用では2039年と2040年でそれぞれ57百万円と132百万円の計189百万円が積みまれますが、この金額の算出条件をご教示頂けますでしょうか。想定として、基礎部分や地階部分は第2ポンプ棟側（の土木区分）で費用を見ていると想定し、建築上物及び建築付帯設備（空調、照明、配管類、等）が当該管理棟建替え費用（建築）の条件であると理解しております。そこで、確認事項としては上記理解が正しいかどうかのご回答と、開示可能な範囲で金額設定の根拠をご教示ください。	管理棟の建替え費用については概算事業費で算出しているため、詳細なものは提示できません。なお、同費用は既設同等施設として設定しています。基礎部分や地階部分は第2ポンプ棟側の土木区分の費用としており、建築上部及び建築付帯設備は管理棟建替え費用として考えています。